

平成30年度 地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協議内容及び課題等ヒアリングシート

所管課	附属機関名	附属機関等での協議内容	他機関との連携に関する課題	住民との連携に関する課題	資源開発に関する課題	その他所管課のみでは解決が難しい課題
監査指導課	地域密着型サービス運営委員会	第1回平成30年9月20日(木) (1) 地域密着型サービスの新規開設事業所について	・本委員会の所掌は、地域密着型サービスを提供する事業者の指定、及び指定基準、介護報酬の設定、実地指導による運営評価についての意見聴取であることから、他機関との連携を行うことが難しい。	・本委員会と住民が直接関わるが少ない	・介護人材不足により、市内事業所のほとんどが人員の採用に苦慮している。	・本委員会で協議されるものではないが、所管課が事業所への実地指導等を行う中で伺えるのは、地域の一員として役割を果たすことに苦慮している高齢施設もあるということ。
地域福祉課	生活困窮者自立支援推進協議会	第1回 平成30年7月20日(金) (1) 自立相談支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度取組について (2) 就労準備支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度取組について (3) 地域まなびの場支援事業について (4) その他	・本庁舎の窓口(総務部債権管理課、市民生活部保険課、福祉部生活支援課等)と自立相談支援窓口が立地的に離れているため、来庁した対象者をそのまま自立相談につなぐことができず、案内のみとなり、結果的につながらないことが多い。 ・同法人内の他事業との連携や事業間の区別を行うために内部で協議が必要。	・早期に支援を行えるよう、周知・啓発を積極的に行い、各相談窓口への働きかけに加え、新たな分野や業種に対しても働きかけを行う。	・居場所や活動の場の確保を行う。 ・中間的就労の前段階としてひとり一役活動を推進する。 ・居場所の運営や本人と地域とのつながりを支えてくれる人などの担い手を増やしていくこと。	・窓口間の立地の問題。
	権利擁護支援システム推進委員会	第1回 平成30年7月2日(月) (1) 平成30年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告 (2) その他	・関係機関や専門職員に対し、権利擁護に関する理解や支援に必要な知識、技術の向上を継続的に促進していく。 ・高齢者生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援事業等の専門相談機関にとどまらず、専門職団体、警察、裁判所等との連携により、権利擁護支援の充実に向けた取組が必要である。	・地域住民の権利擁護への理解を深め、近隣住民の変化に気づいて、適切な機関につないでもらえるよう、更なる普及・啓発が必要である。	・権利擁護支援の担い手を増やしていくこと。	・直ちに金銭が必要な人に対する手立てがない。 (例えば、今すぐ医療機関の受診が必要であるが、手持ちのお金がない等)
障害福祉課	自立支援協議会	●自立支援協議会 第1回平成30年8月8日(水) (1)平成29年度相談支援事業実績報告及び平成30年度実施計画について (2)平成30年度基幹相談支援センター実施計画について (3)実務者会及び専門部会活動報告について (4)第4期障害福祉計画の実績報告について 他 第2回平成30年12月27日(木) (1)専門部会・実務者会・65歳問題PTについて進捗報告 (2)市内の障害福祉サービス提供事業所における人材に関する課題について他 ●自立支援協議会 専門部会 第1回平成30年8月22日(水) (1)ポータルサイトのコンテンツ案について 他 第2回平成30年9月26日(水) (1)コンテンツ案の具体的検討 第3回平成30年10月24日(水) (1)コンテンツ案の精査 (2)専門家による助言・意見等 第4回平成30年11月28日(水) (1)コンテンツ案の精査等 ●自立支援協議会 専門部会 第1回平成30年10月16日(火) (1)地域課題の抽出 第2回平成30年11月27日(火) (1)来年度取り組み課題の抽出等	・65歳問題 障がい福祉サービスの利用者は65歳到達時に原則介護保険サービスへ移行されることになるが、移行時に、費用負担の発生(障がい福祉サービスは本人所得により費用負担が決められているが、収入が少ない方が多いため負担なしの方が多いため)。その一方で介護保険サービスは収入にかかわらず1割の費用負担が発生する。※H30法改正により、一定要件を満たした者は介護保険の利用者負担が償還される仕組みが設けられたため一定解消されている。)、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの連携ができていない、などの問題があり、H29年度は自立支援協議会専門部会で、H30年度は自立支援協議会PTの中で検討が進められた。 その中で、今後の取り組み事項として挙げられたのが、①互いの制度理解等の研修実施(高齢部門は障がい福祉サービスや障がいのある人への支援方法が分からない、障がい部門は高齢部門の制度が分からないため)、②連携システムの構築(65歳になる1年前から本人を中心とした支援者間の連携を行うためのシステム構築)の2点であるが、この取り組みを進めるにあたり、①については、高齢・障がい支援者双方の支援課題をさらに具体的に調査し、限られた時間でより効果的な研修ができるよう検討が必要、②については、制度や担当課の枠を超えたシステムの構築が必要であり、どの会議体を主として検討を進めるかが課題、という整理になっている。これら課題については、行政(障害福祉課・高齢介護課)、支援者(障がい者基幹相談支援センター・高齢者生活センター等)が一体となった取り組みが今後必要であると考えている。			・事業所における人材確保、人材育成 市内障がい福祉サービス事業所にアンケートを取ったところ、事業所の規模が小さいため職員募集をしても応募がない、サービス提供で手いっぱいであり人材育成をする余力がない、などの意見が寄せられた。人材に関する課題は、特に事業規模が小さい事業所で多く見られるため、各事業所が持続可能な組織となるための仕組みづくりが今後必要と感じている。

所管課	附属機関名	附属機関等での協議内容	他機関との連携に関する課題	住民との連携に関する課題	資源開発に関する課題	その他所管課のみでは解決が難しい課題
高齢介護課	地域包括支援センター運営協議会	第1回平成30年9月20日(木) (1)実績報告及び活動状況報告について (2)地域包括支援センター自己評価総括について (3)決算及び予算について (4)活動計画について (5)地域包括支援センター評価指標について (6)芦屋市地域包括支援センター運営協議会における協議内容等について (7)その他	・他機関と地域包括支援センターで実施している業務(地域活動等)において、業務内容の区別が難しいため、どの機関と連携して実施すべきか迷うことが多い。 ・同法人内の他事業との連携や事業間の区別を行うために内部で協議が必要。	・自ら相談に来る意思がない人に対して、関わっている地域住民が、気づき地域包括支援センターへ相談ができる体制の構築を行う。	・認知症高齢者が気軽に行ける場所の創設を行う。 ・介護予防を自主的に実施するグループの創設を行う。	・高齢者と障がいのある人を含む世帯との関わり等の複合課題があるもの。 ・地域特有の課題におけるもの。 【例】自宅前が坂道のために、足腰が悪い高齢者にとって、ごみ出し等が困難となるもの。
子育て推進課	要保護児童対策地域協議会	・代表者会議 第1回 平成30年5月30日(水) 1.協議会の概要及び構成等について 2.前年度活動報告 3.年間活動報告について 4.研修会「芦屋市要保護児童対策地域協議会の体制強化に向けて」 講師:兵庫県西宮こども家庭センター 所長 頼田 二郎氏 第2回 平成30年11月29日(木) 1.研修会・児童虐待防止推進子育て支援者研修会「トラウマって何だろう?」～トラウマの理解と支援～ 講師:兵庫県こころのケアセンター 亀岡 智美氏  ・①実務者会議, ②主要機関実務者会議 ①平成30年9月19日(水) 活動報告一覧による報告, ケース管理台帳による事例状況確認 ②平成30年7月9日(月) ケース管理台帳による事例状況確認 ③平成30年10月2日(火) ケース管理台帳による事例状況確認	構成されている関係機関が幅広く、それぞれの役割を把握しながら児童や家庭への支援の合意形成が難しい。 児童虐待を発見した際の早期の情報共有。	児童虐待を発見した場合の連絡先の周知。		児童の課題ではなく、保護者等の課題への支援体制。
生活支援課			(1)生活困窮の実働部門である社会福祉協議会との連携に課題があり、訪れた方が本庁と保健福祉センターでたらい回しになったことがあったため、平成30年度途中より、「生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン」改訂に向けた意見交換会を行っている	・自ら相談に来る意思(力)がない人に対して、関わっている住民、機関が気づき、相談ができる体制の構築 ・地域の福祉化	就労支援における資源開発を進めており、ハローワークを機関としながら、独自で建設業やガードマンの需要を見つけているが、必ずしもマッチングができるわけではなく、より多くの資源を必要としている	市議会議員からは相談の内容がプライバシーにかかわることが多いので、対応は全部個室で行うべきだと言われているが、相談室の数的に難しい
健康課			自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会への参加により関係機関として連携を取っている。連携内容についてはまだ未開発のところがあるのではないかと。	保健師が、地域に出向いて支援していくことが浸透していない。		
学校教育課			生徒指導や不登校事案において、関係機関(家児相・子家セン・サポートセンター等)との役割分担ならび支援についての意思統一に時間がかかる。 関係機関との早期の情報共有			生徒指導や不登校事案の原因が家庭内の課題にウエイトが大きい場合のアプローチ